

**第5回富士見市空家等対策協議会  
会 議 録**

日 時	平成30年8月30日(木)	開 会	午前10時00分
		閉 会	午前11時00分
場 所	富士見市役所2階市長公室		
出席者数	定数11名中 出席者9名		
出席者	委 員	星野光弘市長、清野善雄委員、上田真一委員、村田保委員、酒井信子委員、岩森靖委員、星野博委員、伊垣容子委員、西村里菜委員 ※欠席 小島一浩委員、秋元昌希委員	
	事務局	柴崎建設部長、落合建設部副部長兼建築指導課長、高野建築指導課副課長 舎川建築指導課主事、須堯建築指導課主事補	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回富士見市空家等対策協議会次第</li> <li>・会場レイアウト(席次表)</li> <li>・富士見市空家等対策計画(案)</li> <li>・富士見市空家等対策計画(案)の概要</li> <li>・計画(案)の主な修正点等について</li> </ul>		
公開・非公開	公開(傍聴者2名)		

**会 議 事 項**

**1 開会**

建設部副部長兼建築指導課長による進行で開会

**2 会長あいさつ**

開会にあたり星野光弘会長があいさつを行った。

**3 議事**

・富士見市空家等対策計画(案)について

事務局より富士見市空家等対策計画(案)の概要の確認及び計画(案)の主な修正点等について説明を行った。また、前回会議にて質問のあった固定資産税の住宅用地の特例について説明を行った。

<質疑・意見等なし>

**4 その他**

事務局より空家等対策計画の策定に係る今後の予定の説明を行った。

平成30年10月1日(月)～10月31日(水)の期間でパブリックコメントを実施する。

また、平成30年度の空家等対策実施状況について説明を行った。

<質疑・意見等>

**【委員】**

現状、富士見市の特定空家等の認定件数は0と説明があったが、過去に2件認定されていたと認識している。これらは今年度除却されたということなのか。

## 会 議 事 項

【事務局】

本市においては空家特措法施行後、特定空家等の認定を行った実績はない。平成29年度の空家等実態調査でDランクの空家が2件存在しているが、これらは特定空家等に認定はされておらず、現在も存在している。

【委員】

空家等対策協議会の今後の運用について伺いたい。特定空家等に認定されたらその都度、協議会で協議を行うのか。それとも今後も定期的に協議会を開催していくのか。特定空家等に認定された後には、催告等に対する招集もあると思われるので今後の運用についてどう考えているのか。

【事務局】

富士見市空家等対策計画（案）のP41に管理不全な状態の空家等対策フローを載せている。特定空家等を認定するまでの流れは、庁内検討委員会で協議し、本協議会で妥当性の判断を行った後、市で特定空家等に認定することとなっている。特定空家等認定後は催告等の手続を空家特措法第14条に基づく措置として行うことになるが、その判断の妥当性について意見を頂戴したい。来年度は定期的に協議会を開催していく予定であり、特定空家等に限らず意見を頂戴したいと考えている。

【事務局】

2件のDランクの空家については、所有者を訪問するなど、できることを行っていきたいと考えている。また、空家のデータベースの状況も日々変わってくるので今後も定期的に協議をお願いしたい。

【委員】

催告、命令、代執行について、それぞれ協議会を開催するということだと思うが、何度も協議会を開催し、その都度特定空家等について協議していくというよりも、特定空家等に対しては管理不全な状態をできるだけ抑えていく方向で考えているという認識でよいか。

【事務局】

そういう方向で考えている。

【委員】

本協議会の役割について確認したい。協議会の所掌事務として富士見市空家等対策協議会条例第2条第2号に規定されている、「空家等に関する施策に関し、市長が必要と認める事項」について、特定空家等以外に関する協議会の役割は、どういったものを想定しているか。

【事務局】

富士見市空家等対策計画に基づく空家等の利活用に対しては様々なニーズ等もあると考えられ、協議も必要になると考えている。また、補助制度も含めた施策についても意見を頂戴したい。

## 5 閉会

建設部副部長兼建築指導課長による進行で閉会